

原則完全オンライン化の段階における

手数料適正化の見通し

平成 20 年 3 月

社会保険診療報酬支払基金

目 次

< はじめに >	1
第 1 前提条件	2
1 「業務効率化計画」に基づく策定	
2 「手数料適正化の見通し」策定に当たっての前提条件	
3 平成 23 年度における「費用の構成要素」の見込み方	
4 平成 23 年度における「事務費収入以外の収益の構成要素」 の見込み方	
第 2 平成 23 年度における費用及び収益の見込	6
1 平成 23 年度における費用見込額	
2 平成 23 年度における事務費収入以外の収益見込額	
第 3 手数料適正化の見通し	7
1 平成 23 年度において必要とする事務費収入	
2 審査支払手数料の見通し	

< はじめに >

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月閣議決定）を受けて、平成19年12月に「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」（以下「業務効率化計画」という。）を策定したところである。これに基づき、支払基金は、平成19年度末までに「手数料適正化の見通し」を策定することが求められている。

支払基金はその財政的基盤を審査支払手数料に依存しており、審査支払手数料収入総額は、医療機関・薬局が請求するレセプトの取扱件数に左右されるが、この取扱件数は、支払基金にとって外的与件となっており、これを自らの努力で増やし、収入増を図るということは基本的に出来ない構造にある。

したがって、審査支払手数料は、支払基金が社会保険診療報酬支払基金法（以下「基金法」という。）によって課せられた業務を、安定的かつ継続的に運営していくために必要な費用（コスト）を基本に設定されなければならない。

このため、「手数料適正化の見通し」を策定するに当たっては、原則完全オンライン化の時点として示されている平成23年度における「支払基金が業務運営に必要とする費用（コスト）」をまず推計し、その上で、この費用（コスト）を賄うために必要な審査支払手数料の金額を、レセプト取扱件数の見込をもとに算出したものである。

基金法第26条に、「基金は、各保険者に、（審査支払等）業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。」と規定されている。

もとより支払基金は、引き続きレセプトオンライン化を契機とした業務の効率化に全力で取り組んでいく決意であるが、基金法その他の法律に基づき、審査支払業務の的確な実施を通じて、公的医療保険の運営を支えていくという公共的使命を有しており、関係者の期待に応えてサービスの質の維持向上を図っていくための財政的基盤を必要とする。

今後ともそうした見地に立って、具体的な手数料の水準については、必要の都度、関係者と協議し、毎年度の状況に応じて決定していくこととなる。

第1 前提条件

1 「業務効率化計画」に基づく策定

「手数料適正化の見通し」は、以下の「業務効率化計画」の内容に即し、策定する。

- (1) 平成23年度原則完全オンライン化への工程を確固たるものにするため、所要のIT投資を行っていくこと。
- (2) この工程が着実に進めば請求支払業務の効率化に見合った要員効果が見込まれるため、事業の安定的運営の確保に配慮しつつ、退職者補充を必要最小限とすることにより、平成23年度までに500人の定員を削減していくこと。^{*1}
- (3) 他方、レセプト電子化の進展を踏まえ、システム機能を最大限に活用しつつ、効率的審査に努めるとともに、請求支払業務から審査業務に所要の要員を投入することにより、レセプト審査を強化し、平成18年度に比べ原則完全オンライン化となる平成23年度には、原審査充実の指標となる「原審査見落とし率」を半減し、約10%とすることを目指すこと。^{*2}
- (4) 併せて、新たな審査サービスの提供のための体制整備や、オンラインネットワークを活用した新たなサービスの展開に向けての検討も行っていくこと。

2 「手数料適正化の見通し」策定に当たっての前提条件

(1) レセプト電子化・オンライン化の普及率

医療機関及び薬局におけるレセプト電子化・オンライン化は、国の定めた工程表のスケジュールに従って、平成23年度の段階においては、原則完全オンライン化となることを前提とする。

また、保険者についても、国の方針に沿って、平成23年度当初から電子レセプトをオンラインで受け取ることを前提とする。

*1 職員定員の推移（審査支払部門）

13年度	19年度	23年度
約6,300人	約5,300人	約4,800人
	16%	24%

*2 原審査見落とし率

13年度	18年度	23年度
約28%	約20%	約10%

(参考1) 原則完全オンライン化の段階における電子レセプト
普及率(件数ベース)の機械的試算 (単位: %)

区 分		23 年度	(参 考) 20 年 2 月末現在
医科病院	400 床以上	100.0	84.1
	400 床未満	99.9	42.5
医科診療所		98.7	22.8
医 科 (計)		99.1	33.4
歯 科		98.8	-
調 剤		99.8	85.2
合 計		99.3	44.7

(2) 経済の外的要件

物価・賃金水準、雇用動向、金利水準など、経済の外的要件は基本的に変わらないことを前提とする。

(3) 制度的要因

医療保険制度や税制等については、基本的に変更がないことを前提とする。

(4) レセプト取扱件数

レセプト取扱件数の見込は、平成 20 年度予算における取扱見込件数をベースとし、平成 21 年度については、平成 20 年度予算において件数を算出するために用いた伸び率(直近過去 3 年間の伸び率の平均)と同一の伸び率で件数を見込むこととする。

平成 22 年度以降については、被用者保険加入者数の動向を予測することが困難であることから、医科・歯科レセプトについては伸びを見込まないこととし、調剤レセプトについては、近年の傾向を踏まえて一定の伸びを見込むこととする。

(参考2) レセプト取扱件数の見込 (単位: 百万件)

区 分	23 年度	(参 考) 20 年度予算件数
医科・歯科分	576	573
調剤分	263	241
計	839	814

3 平成 23 年度における「費用の構成要素」の見込み方

(1) 審査委員会費

レセプト電子化の進展に伴う請求支払業務の効率化により、審査委員会の会期を延長することが可能となること、また、平成 23 年度から内科・歯科レセプトと調剤レセプトの突合審査など新たな審査サービスを開始する予定であることから、審査委員の出席人日数につき、約 1 割増を見込むこととする。

(2) 委託費

レセプト電子化の進展に伴い、レセプトOCR処理業務やレセプトデータのパソコン入力業務などアウトソーシングに委ねている業務経費の減を見込む一方、内科・歯科レセプトと調剤レセプトの突合審査など新たな審査サービス提供のために必要なシステム開発・運用委託経費の増を見込むこととする。

(3) 給与及び賞与

給与及び賞与は、引き続き国家公務員に準拠した水準とするが、ベースアップは見込まず、定期昇給のみを織り込むこととする。

また、「業務効率化計画」に基づく平成 20 年度から 23 年度までの約 500 人の定員削減を織り込むこととする。

このほか、審査の充実を図るため、審査委員の常勤化の推進及び職員の休日対応のための費用の増を見込むこととする。

(4) 法定福利費

法定福利費については、(3)を前提とし、厚生年金保険料率の引き上げのみを加味することとする。

(5) 退職給付費用

退職給付費用は、平成 19 年度の実績見込を基本とし、「業務効率化計画」に基づく平成 20 年度から 23 年度までの約 500 人の定員削減等を織り込むこととする。

(6) 減価償却費

減価償却費は、平成 19 年度の実績見込を基本とし、レセプトオンライン基盤の整備に必要なソフトウェアを中心とするIT関連システム投資の増大に見合う額を見込むこととする。

(7) 保守料

レセプトOCR処理システムが不要となることに伴う保守料の減を見込む一方、レセプトオンライン用サーバー増設に係る保守料の増を見込むこととする。

(8) 使用料及び賃借料

レセプトOCR処理システムが不要となることに伴う使用料の減を見込む一方、レセプトオンライン用サーバーやクライアントパソコンの増設に係る使用料の増を見込むこととする。

(9) その他

レセプト電子化の進展に伴う請求支払業務の効率化による臨時職員に係る経費の減、保険者への紙レセプトの送達関連経費の減を見込む一方、オンラインネットワーク通信経費の増を見込むこととする。

4 平成 23 年度における「事務費収入以外の収益の構成要素」の見込み方

(1) 受取利息

受取利息については、老人保健制度の廃止に伴う資金の減少のほか、平成 21 年度に 0.3 か月分に引き下げられる委託金の水準をもとに、直近の運用実績を踏まえ見込むこととする。

(2) 雑収入

雑収入は、オンライン請求に伴う電子証明書発行手数料収入等の収入を見込むこととする。

なお、平成 19 年度の雑収入には、老人保健医療費通知事務受託費収入及び老人保健データ提供料収入が含まれているが、老人保健制度の廃止に伴い、これらの収入は無くなることとなる。

第2 平成23年度における費用及び収益の見込

1 平成23年度における費用見込額

「第1」の前提に基づき推計した平成23年度における費用の見込額は、以下のとおりとなる。

平成23年度における費用見込額 (対19年度見込額との比較)

(単位：億円、消費税抜き)

区 分	23年度	19年度	差引	主な増減の要素
1 審査委員会費	89	83	6	審査委員出席人日数の増
2 委託費	27	49	22	アウトソーシング業務経費の減(30億円) 新たな審査サービスの提供のためのシステム 開発・運用委託費の増(8億円)
3 給 与 (役員報酬を含む)	286	306	20	定員削減 500人(40億円) 地域手当及び休日給の支給増 (5億円) 定期昇給に係る増 (5億円) 厚生年金保険料率引上げに よる増 (3億円) 審査委員の常勤化推進に係る増 (1億円)
4 賞 与 (賞与引当金繰入含む)	99	104	5	
5 法定福利費	43	44	1	
6 退職給付費用	59	66	7	
7 減価償却費	32	25	7	IT関連システム投資の増
8 保守料	13	17	4	OCR処理システムに係る減(5億円) オンラインサーバ増設に係る増(1億円)
9 使用料及び賃借料	34	35	1	OCR処理システムに係る減(11億円) オンラインサーバ、クライアントPC増設に伴う増 (10億円)
10 その他	48	56	8	臨時職員の削減(5億円) 保険者への紙レセプト送達経費の減 (5億円) オンラインネットワーク通信経費の増(2億円)
計	730	785	55	

2 平成 23 年度における事務費収入以外の収益見込額

「第 1」の前提に基づき推計した平成 23 年度における事務費収入以外の収益の見込額は、以下のとおりとなる。

平成 23 年度における事務費収入以外の収益見込額

(対 19 年度見込額との比較)

(単位：億円、消費税抜き)

区 分	23 年度	19 年度	差 引	主な増減の要素
1 受 取 利 息	21	31	10	委託金等の減
2 雑 収 入	4	17	13	老健医療費通知事務受託費収入及びデータ提供料収入の減 電子証明書発行手数料の増等
計	25	48	23	

(1 及び 2 の注) レセプト電子データ提供事業については、別途料金を取って当該事業に係る費用を賄う仕組みとしていることから、上記の費用及び収益の見込から除いている。

第 3 手数料適正化の見通し

1 平成 23 年度において必要とする事務費収入

第 2 の 1 の「平成 23 年度における費用見込額」から、同 2 の「平成 23 年度における事務費収入以外の収益見込額」を差し引いた額については、平成 23 年度における事務費収入により賄われる必要がある。

$$\begin{array}{rcl} \text{(費用見込額)} & \text{(事務費収入以外の収益見込額)} & \text{(必要とする事務費収入)} \\ 730 \text{ 億円} & - 25 \text{ 億円} & = \underline{705 \text{ 億円}} \end{array}$$

2 審査支払手数料の見通し

平成 23 年度において必要とする事務費収入の額から、レセプト取扱件数の見込をもとに審査支払手数料を算出した場合、以下のとおりとなる。

(1) レセプト 1 件当たりの平均単価の水準

レセプト 1 件当たりの平均単価の水準は、消費税込みで 88 円程度(消費税抜きでは 84 円程度)となる。すなわち、これは第 1 の前提条件のもとでの数値目標である。

これは、レセプト電子化が本格的に開始される前年の平成 13 年度と比較すると 16 円程度、平成 19 年度と比較すると 10 円程度の引き下げとなる。

平成 23 年度における審査支払手数料の水準 (消費税込)

区 分	対 13 年度	対 19 年度
1 件当たり平均単価 88 円程度	16 円程度 (約 16%)	10 円程度 (約 10%)

(2) 現行審査支払手数料との比較

(1)をもとに、医科・歯科分、調剤分のレセプト件数見込を踏まえ、それぞれの審査支払手数料を計算した場合は、次のとおりとなる。

平成 23 年度における医科・歯科分、調剤分別審査支払手数料の水準 (消費税込)

区 分	対 13 年度	対 19 年度
医科・歯科分 106 円程度	12 円程度 (約 10%)	8 円程度 (約 7%)
調剤分 49 円程度	12 円程度 (約 20%)	8 円程度 (約 14%)

なお、支払基金では、平成 23 年度の原則完全オンライン化の段階で、医科・歯科レセプトと調剤レセプトの突合審査など新たな審査サービスを開始する予定であり、その時点において、医科・歯科分と調剤分を区分けした上でそれぞれ別個の手数料を設定する現行方式について、見直すこととしている。

(参考 3) 平成 13 年度、19 年度及び 20 年度の審査支払手数料及びレセプト 1 件当たりの平均単価 (消費税込)

区 分	13 年度	19 年度	20 年度
医科・歯科分	118 円 20 銭	114 円 20 銭	114 円 20 銭
(電子媒体請求促進分)	-	(113 円 20 銭)	(112 円 20 銭)
(オンライン請求促進分)	-	-	(112 円 00 銭)
調剤分	61 円 20 銭	57 円 20 銭	57 円 20 銭
(電子媒体請求促進分)	-	(56 円 20 銭)	(55 円 20 銭)
(オンライン請求促進分)	-	-	(55 円 00 銭)
1 件当たり平均単価	104 円 40 銭	97 円 50 銭	96 円 60 銭

- (注) 1 電子媒体請求促進分は、保険者が電子レセプトを電子媒体で受け取る場合に適用されるものである。
- 2 オンライン請求促進分は、保険者が電子レセプトをオンラインで受け取る場合に適用されるものである。